

# 委員会機能の充実について

【所管事務調査の年間調査テーマの必置等の試行の振り返り】

# 1 千葉市議会基本条例と常任委員会の所管事務調査

## (1) 議会マニフェストとしての議会基本条例

- 議会基本条例は、議会のありたい姿とその実現のための具体的な議会の組織、運営方法を定めたものであり、「議会のマニフェスト」である。
- 本市議会では、二代表制の一翼を担う議会及び議員の役割等を明らかにし、必要な理念や制度・原則などを定めることを目的に、平成29年第1回定例会において「千葉市議会基本条例」を制定した。

## (2) 議会活性化の推進にあたっての視点

- 千葉市議会基本条例の制定により、地域課題を解決する議会、住民福祉の向上に貢献する議会となるための「形式要件」は整っており、最高規範である当該条例に基づいた議会の活性化が求められている。
- 議会基本条例を制定する地方議会は多数あるが、議会活性化の推進にあたっては次の視点が重要とされる。
  - ①形式要件を実質要件とするための取組み
    - ・議会基本条例の規定内容が実現されているかを検証しながら、未着手の項目等に取り組むことで、議会のありたい姿に近づいていく
  - ②政策サイクル
    - ・執行部の監視の役割に加えて、市民の声を起点に政策を考え、提言する議会になること

## (3) 所管事務調査に関する協議理由

- 本市議会は、千葉市議会改革協議会(H27.7.3～H29.3.31)以降、地方自治法第109条で位置づけられている常任委員会の所管事務調査について、年間調査テーマの設定のあり方等に関する協議を継続している。
- これは、千葉市議会基本条例に基づき、常任委員会の所管事務調査を通じて、市政の課題に関する調査を的確かつ迅速に行い、政策立案等を行うことにより、市民福祉の向上と市勢の発展のための活動に取り組むためである。

## (4) 千葉市議会基本条例〈抜粋〉

### 【前文】

- 千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、市長その他の執行機関の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価に加え、政策の立案及び提言に積極的に取り組むことにより、市民生活及び市民福祉の向上並びに市勢の発展に寄与していかなければならない。

### 【第1章：総則】

#### 《第2条：基本理念》

- 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と独立かつ対等の関係にある合議制の議事機関であり、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を有する機関として、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するものとする。

### 【第2章：議会の役割及び活動原則】

#### 《第3条》

- 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。
  - ① 議案、請願、陳情等（以下「議案等」という。）の審議及び審査を行い、これらを議決すること。
  - ② 市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。
  - ③ 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。
  - ④ 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議を行うことにより、議会の意思を表明すること。

### 【第5章：市民と議会との関係】

#### 《第12条：市民との関係》

- 議会は、市民の多様な意見等を議案等の審議及び審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。

## 【第4章：議会運営】

### 《第10条：委員会》

- 委員会は、議案等の審査並びにその部門に属する事務及び市政の課題に関する調査を的確かつ迅速に行うものとする。
- 委員は、委員長の議事整理権の下、委員間における活発な討議等を通じて、その部門に属する市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。

## 【第6章：議会と市長等との関係】

### 《第15条：市長等との関係》

- 議会は、二元代表制の下、市長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行うことにより、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。

### 《第19条：政策の立案等》

- 議会は、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

## 【第7章：議会の機能強化】

### 《第20条：議会の機能強化》

- 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を強化するものとする。

### 《第21条：専門的知見の活用》

- 議会は、議案等の審議及び審査の充実、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能の強化又は政策の効果の評価に資するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験者等による専門的事項に関する調査を積極的に活用するものとする。

## 2 これまでの議会改革での所管事務調査の充実に関する協議の振り返り

### 千葉市議会改革協議会

(H27.7.3～H29.3.31)

#### 【常任委員会の年間調査テーマの設定】

- 年間調査テーマの設定するか否かに関わらず、所管事務調査にこれまで以上に積極的に取り組んでいく。

### 第1次千葉市議会運営活性化推進協議会

(R1.8.30～R3.3.31)

#### 【常任委員会の年間調査テーマの設定】

- 年間調査テーマの設定の義務化まではしないが、委員長の主導の下、所管事務調査をこれまで以上に積極的に行っていく。
- テーマの設定にあたっては、委員長が委員長就任の際に、年間調査として実施したい内容について所信表明を行い、その後、委員会の中でテーマ設定の有無も含め議論し、決定していく。

#### 【正副議長・常任委員長連絡会の設置】

- 所管事務調査の積極的な実施等を行うにあたり、委員会間の情報共有、状況確認などを行うことを目的に、正副議長・常任委員長連絡会を設置する。

#### 《協議会内での効果検証に関する意見》

- 新型コロナウイルス感染症の影響もあるが、テーマ設定がされない委員会があったほか、調査の取組方法やスケジュール感にばらつきが見られ、必ずしも全ての常任委員会で充実した所管事務調査が実施されたとは言えない状況である。

### 第2次千葉市議会運営活性化推進協議会

(R3.9.1～R4.11.30)

#### 【常任委員会の年間調査テーマの設定】

- 全ての常任委員会において、年間調査テーマの設置を必置とし、第2回定例会中にテーマを決定するとともに、活動計画を作成する。
- 定例会最終日の本会議において、各常任委員長が所信表明を行い、その中で委員会で決定した年間調査テーマを報告し、取り組みの姿勢や方針を述べる。

#### 【所管事務調査に係る活動計画の作成】

- 協議会で示すスケジュールガイドラインを参考に、1年間の所管事務調査に係る活動計画を作成する。

#### 【今後の方向性の検討機関】

- 上記の取組項目は、令和4年度に試行として実施し、次期活性化推進協議会において改めて協議を行い、今後の方向性を決定していく。

#### 《令和5年度の所管事務調査の取扱い》

- 幹事長会議(R5.5.10)にて、試行実施の取り組みを令和5年度も継続することとし、これと並行して、次期活性化推進協議会の場において将来的な取扱いを協議することを決定。

【参考】第2次千葉市議会運営活性化推進協議会で示された所管事務調査スケジュールガイドライン

区 分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定例会	2定			3定		4定		1定				
年間調査テーマ設定・活動計画作成	年間調査テーマ設定(2定中) ①テーマ設定に係る協議(議案審査終了後) ②正副委員長によるテーマの検討 ③テーマの決定(委員協議会の開催) ④所信表明(定例会最終日の本会議で報告)											
		⑤活動計画作成										
調査の実施		・所管から現状と課題の聴取 ・市内行政視察(必要に応じて) ・視察についての協議				視察の考察、 意見交換等			調査の総括			
先進市への行政視察 (内容により1泊や日帰りも可)					視察	視察報告書 作成						
講師招へい 市民団体等との意見交換 ※必要に応じて						講師等招へい 市民団体等との意見交換						
報告書作成 (議長・執行部へ提出、HP公開) ※提言の作成や意見書・政策条例 の提案も可								報告書作成		議長・執行部提出 HP公開		
正副議長・常任委員長 連絡会	第1回  (2定中に開催) ・年間調査テーマ設定の検討状況の確認 ・活性協での決定事項の説明 ・所管事務調査スケジュールガイドラインの説明				第2回  (3定中に開催) ・各委員会の活動状況確認				第3回  (1定中に開催) ・各委員会の活動状況確認 ・報告書等作成状況確認			

### 3 令和4年度の各常任委員会における所管事務調査の実施状況

#### (1) 各常任委員会の年間調査テーマ及び所管事務調査に係る活動実績

委員会名	年間調査テーマ	活動計画	活動実績
総務委員会	防災について	3定前・3定中 10月 4定中 所管事務調査 市外視察 総括	8月25日 10月11日～13日 12月5日 所管事務調査(総務局) 市外視察(堺・浜松市) 総括
保健消防委員会	消防防災ヘリコプターについて	3定中 11月 4定中 1定中 所管事務調査 市外視察 視察後の意見交換等 総括	9月14日 11月16日～18日 12月5日 3月2日 所管事務調査(消防局) 市外視察(横浜市他) 総括 所管事務調査(消防局)・総括
環境経済委員会	農業について	3定前 10月 4定中 所管事務調査 市外視察 総括	8月12日 10月11日～13日 12月5日 市内視察(農政センター) 市外視察(新富町他) 総括
教育未来委員会	ヤングケアラー支援について	10月 11月 4定中 所管事務調査 オンライン視察 総括	10月14日 11月7日～9日 11月16日 12月5日 所管事務調査(こども未来局・ 教育委員会) 市外視察(神戸市他) オンライン視察(さいたま市) 総括
都市建設委員会	身近な公園の在り方について	3定中 11月 4定中 所管事務調査 市外視察 総括	9月14日 11月9日～11日 12月5日 所管事務調査(都市局) 市外視察(横浜・堺市他) 総括

**(2) 令和4年度年間調査テーマの調査概要の一例【教育未来委員会】**

**調査概要**

**I 年間調査テーマの選定理由**

コロナ禍において潜在化している困難を抱えた子供たちへの支援を課題と考え、特に、本市においても、令和3年度の実態調査によりヤングケアラーの存在が確認されたことから、早期に多部署連携の支援体制構築の必要があると考え、「ヤングケアラー支援について」を今期のテーマに設定し、調査することとした。

なお、ヤングケアラー支援については、国においても、今年度からの3か年で集中的に取り組むとしており、早期に取り組む必要がある。さらには、本人が抱える多岐にわたる課題解決に向けた取組を当局の施策展開に反映できるよう、今後は、所管から現状と課題を聴取した後、先進都市への行政視察等を行うなど、積極的な調査を進める。

**II 調査の概要**

**1 本市の現状調査**


令和4年10月14日、本市の現状と課題を把握するため、委員会を開催し、こども未来局及び教育委員会への所管事務調査を実施した。

調査項目	1 ヤングケアラー支援について(こども未来局) (1)ヤングケアラーの定義 (2)国の動向 (3)千葉市の実態調査の結果 (4)検討課題 (5)令和4年度の取組 (6)今後の本市の施策展開 2 ヤングケアラーに関する教育委員会における取組(教育委員会) (1)教育委員会における取組 (2)今後の展望
------	---

**2 行政視察**

**(1)神戸市行政視察**

令和4年11月9日、神戸市を視察し、ヤングケアラー支援事業について調査した。

調査目的	令和3年6月に全国の自治体で初めてヤングケアラーの相談窓口を設置したほか、当事者同士の交流の場づくりやこどもケアラー世帯への訪問支援事業に取り組むなど、先進的な施策を実施しており、これまでの取組や成果等を調査し、本市取組の参考とする。
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども・若者ケアラー(ヤングケアラー)について</li> <li>・神戸市における取組の背景・きっかけについて</li> <li>・これまでの取組内容について</li> <li>・相談から支援までの流れについて</li> <li>・窓口における相談状況について</li> <li>・取組の効果及び評価について</li> <li>・こどもケアラー世帯への訪問支援事業について</li> </ul>
	



## (2)さいたま市行政視察

令和4年11月16日、Web会議サービス「zoom」を使用し、オンライン方式によりさいたま市を視察し、さいたま市ケアラー支援条例を踏まえたヤングケアラー支援について調査した。

調査目的	令和3年6月にヤングケアラー実態調査を実施したのち、同年7月に部局横断的な検討を行うため、保健福祉局・こども未来局・教育委員会事務局で構成される「ケアラー・ヤングケアラー支援に向けた検討プロジェクトチーム」を設置。その後、令和4年7月に「さいたま市ケアラー支援条例」を制定するなど、先進的な施策を実施しており、これまでの取組や成果等を調査し、本市取組の参考とする。
------	--

- |      |  |
|------|--|
| 調査項目 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ケアラー支援条例の概要について</li><li>・ケアラー支援条例制定の経緯について</li><li>・ヤングケアラー実態調査の結果について</li><li>・実態調査実施後の支援について</li><li>・ヤングケアラー訪問支援事業について</li><li>・ヤングケアラー支援に関する研修会について</li><li>・ヤングケアラー相談窓口の周知について</li></ul> |
|------|--|



## Ⅲ 調査の総括

令和4年12月5日の委員会において、年間調査テーマに基づく1年間の調査の総括として、委員間で意見交換を行い、次のとおり意見が出された。

### ○主な意見

・一番強く感じたのは、全庁的に取り組まないとかなり難しいテーマであるということで、この問題については、いろいろな所管が連携をしながら、全庁的な体制をしっかりと構築していくことが必要ではないか。

・全庁的な取組として、要は保健福祉局が主体でやるのか、教育委員会やこども未来局でやるのか、責任のある担当課を決めないと話が進まないと思う。やはりヤングケアラーの担当室なら室でもいいけれども、人員も含めてポストとしてはっきりしないと、片手間では済ませられないのではないか。

早急に手だてをするには、それなりの力量のある人が、全庁的にいろいろなことに深い対応ができるということが必要だと思う。

子供の居場所が公民館ぐらいで、児童館がまともにならないような状況なので、子供たちの居場所の確保も本当は必要だと思っている。

・本当にとっても難しいテーマであり、この短期間で結論を出すのは難しい。今回の実態調査は、小学5年生、中学2年生、高校1、2年生という限られた方に対するウェブアンケートだったが、本格的にやるのであれば、ウェブだけでいいのか、あるいは面談まですべきなのか、そのやり方も含めて、全児童生徒を調査して本当の実態調査というのをすべきと感じている。

神戸市を見たときに、あいうリーダーシップを執れる職員の方が中心にいと、多分一気に進むのだろうけれども、なかなかリーダーシップが執れない中では、やはり全庁的にやるにはどうしたらいいかというところを含めて検討をしっかりとさせていただきたい。

情報発信については、先進的な自治体は本当にホームページにかなり書き込まれているということが視察先でもよく分かったので、本市としても、そういった情報発信の仕組みも含めて力を入れるべきで、徹底してやっていただきたい。

児童相談所などとの連携はどうやっていくのかとかも含めると、まだまだ大きな課題があるので、なかなか全てを申し上げるのは難しいが、やはり全庁的な連携をと思う。

・神戸市の方は非常に詳しくだったので、ああいう方がいるといいのだけれども、なかなか千葉市でもすぐにというのは難しいと思うので、まずは相談窓口、どこに最初に行きたいのか決めておいたほうがいいと思った。

・ヤングケアラーの件について、私が思うのは当事者の負担のところである。お手伝いの範囲ぐらいで、そんなに負担がかかっていない方と、本当に負担がかかって、生活や学習、進学とかに負担がかかっているヘビーな事例があると思う。そこを一緒にして同じような対応をするというのは、やはりちょっと厳しいと思うので、やはり大変な思いをされていらっしゃる方をできるだけ拾えるような形にして、まずはその子たちをサポートできるということにしていかなないと、数が独り歩きして、千葉市はすごくヤングケアラーの子が多いのではというのは、ちょっと危険なところもあるかなと思っているので、本当に支援を求めている子たちをサポートできるようにしていただきたいと思っている。

・まず、しっかりと体制をつくるための検討を、早くスタートしなさいということだと思う。こども未来局が頭なのか、保健福祉局が頭なのかは、正直、個人的にはどうでもいい話で、きちんと体系的に支援できる体制を整えていかないと、アンケート調査だけ先にして、この間も言っていたが、アンケート調査をした結果で回答が返ってきた子供たちに何か手だてしているのかというと、無記名なので分かりませんと、そんな中途半端な調査はないだろうと。

もう既にヘルプを求めているので、それは人数の大小ではなくて、助けてもらいたいという声を上げてくれている子供たちに手を差し伸ばしていく、支援をつくっていかねばいけないので、要は我々としては、まず体制づくりを急ぐということと、アンケート調査で明らかになった子供たちを特定して、その子供たちのケアを迅速に進めていく必要があるのだということを強く訴えていかないと、何となくのんびり進んでいるのか進んでいないのか分からないというような状況に陥ってしまうのではないかと考えている。

・今、本当に困っている人が現実にいるということに鑑みると、ほかの市でもやっていたが、やはり学校ベースで聞き取り調査を早急にやっていただきたい。それから、お手伝いの範疇とケアラーの分岐点というのがなかなか分かりづらくて、その中で子供たちが何を求めているのか、子供の声をまさにここで聞いていただきたいと思う。

そして、福祉につなげるなり、あるいは教育部門でサポートしていきなり、そういったことが必要ではないかと思う。

・私は、ヤングケアラーというのは、本当を言うと、昔からお手伝いのなところだったと思う。ただ、現在、大分クローズアップされて、ヤングケアラーという言葉が出てきて、家族だから助け合うということは、まずは必要だけれども、それが過度になって学習の妨げになってしまうような負担のレベルがあると思う。大変苦労している子と、本当にお手伝いの優しい気持ちでサポートしている、そういったところの差を、実態を把握することがやはり大事ではないかと思っている。

だから、アンケートを取っても、人によってアンケートの出し方は全然違うので、やはりその家庭に、周りの近所の方々が、あの子は苦労しているよというようなところで、周りの人の目を見て、行政がそこをサポートできると私は一番いいのかなという気持ちを持っている。

#### IV 結びに(委員長所感)

るる皆様の御意見をいただき、総括ができたと思う。

国においても、強化3か年の中で予算化をするという方向性であるので、次年度以降、早急に、体制整備をはじめとした本市の取組が前進するよう報告書をまとめたいと考えている。

個人的には、子どもの貧困対策が新しく計画として出される中には、具体的なヤングケアラーの対策は載っていないというふうに承知しているので、その部分についても、しっかりと体系的に行っていくことが重要であるということ私たち委員会からしっかりと求めていきたいと考えている。

## 4 試行実施に係る常任委員長の意見

(1) 令和5年3月6日開催 正副議長・常任委員長連絡会での委員長意見【1年間の試行実施の振り返り】

試行実施の本格導入

スケジュールガイドラインに沿った所管事務調査の実施

- 委員長が所信表明をしてから調査をスタートした委員会活動は功を奏し、良い成果が得られたので、継続していくべきである。

①オンライン視察の有効活用

- オンライン視察は、感染症等の理由により視察ができないときに有効であることから、活用すべきである。

②試行実施のブラッシュアップ

- これまでの取り組みに、工夫を加えることで、より一層ブラッシュアップができれば良いと思う。

試行実施を踏まえた改善策・将来的に取り組むべき事項

③常任委員会以外での調査研究の強化

- 調査結果を反映できる手法の検討が必要である。例えば、常任委員会以外で、政策研究をするワーキングチームを設けるなど、調査研究の強化について取り組んでいくべきである。

④成果発表の手法

- テーマを決めた以上は、委員はその成果を一般質問などで取り上げ、市民にアピールする必要がある。特に視察については、市民に誤解のないようにしなければならない。

⑤複数年調査・次年度引継ぎ

- 年間調査テーマの所管事務調査を通じて、残った問題や課題がある場合、必要に応じて、次年度以降も同じテーマ設定を行なうなど、継続的な調査を行なうことも大切である。

(2) 令和5年9月29日開催 正副議長・常任委員長連絡会での委員長意見【年間調査テーマ設定後の活動方針】

十分な検討に基づく年間調査テーマの設定

- 年間調査のテーマ設定にあたっては、その内容が市政の喫緊の課題であり、所管事務調査の必要性があるか十分な検討が必要である。

執行部に対する提案・要望

- 所管事務調査による調査結果や改善要望等を、執行部に対してどのように提案・要望していくか検討する必要がある。